

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	11	府 省 庁 名	農林水産省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他（ ）		
要望 項目名	厚生農業協同組合連合会の法人税非課税措置の要件の見直し		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 厚生農業協同組合連合会（以下「厚生連」という。）が行う医療保健業を収益事業から除外するための要件の一つとして、各医療施設ごとの特別の療養環境に係る病床の病室差額料（以下「病室差額料」という。）の「平均額が 5,000 円以下」とされている。 ・ 特例措置の内容 この要件について、経営環境の変化に対応することが可能となるよう見直しを行うこと。		
関係条文	地方税法施行令 第 7 条の 4、第 15 条、第 47 条、第 56 条の 22 法人税法施行令 第 5 条		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 組合員及び地域住民が日々健やかに生活できるよう、保健・医療・高齢者福祉の事業を通じて支援を行うことにより、地域社会の発展に貢献する。 (2) 施策の必要性 厚生連は、医療法第 31 条に規定する公的医療機関の開設者として、農村地域における保健・医療を担っている公益性を考慮して、昭和 59 年の法人税法改正で、一定の医療施設を有し、自費患者から受ける診療報酬が低廉等の要件を満たす厚生連について、当該厚生連が行う医療保健業に係る法人税の非課税措置（収益事業から除外）が講じられている。 その要件の一つとして、厚生連の行う事業が公的に運営されていること等を確認することとし、病室差額料に関し上記の要件が設けられている。 厚生連は、これまで人件費・物価の上昇等にあわせて病室差額料を見直す中で、当該要件の額に近づく病院を運営する厚生連が 8 割に達しており、28 年前（平成 9 年）に設定された要件（平均額（税抜）5,000 円）では、近年の人件費・物価上昇に対応することが困難になりつつある。 このため、法人税の非課税措置が講じられている趣旨を踏まえつつ、厚生連が、経営環境の変化に対応することが可能となるよう、病室差額料に関する要件を見直す必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 9 年度 病室差額料の平均額 4,000 円以下 → 5000 円以下 平成 26 年度 特別の療養環境に係る病床に関する要件（割合・料金）の撤廃を要望